

浜中町新型インフルエンザ等対策行動計画



浜 中 町
平成27年3月

第1章 総論

1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	取組の経緯	1
3	町行動計画の趣旨	2
4	町行動計画の策定	2
5	町行動計画の構成	2
6	町行動計画の対象とする感染症	3

第2章 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	8
5	対策推進のための役割分担	11
6	町行動計画の主要6項目	13
(1)	実施体制	13
(2)	情報収集	13
(3)	情報提供・共有	13
(4)	予防・まん延防止	15
(5)	医療等	19
(6)	町民生活・地域経済の安定の確保	20
7	発生段階	21

第3章：各段階における対策

1 未発生期

(1)	実施体制	23
(2)	情報収集	23
(3)	情報提供・共有	24
(4)	予防・まん延防止	24
(5)	医療等	25
(6)	町民生活・地域経済の安定の確保	25

2 海外発生期

(1)	実施体制	27
(2)	情報収集	27
(3)	情報提供・共有	27
(4)	予防・まん延防止	28
(5)	医療等	28
(6)	町民生活・地域経済の安定の確保	28

3 国内発生早期

(1)	実施体制	30
(2)	情報収集	30
(3)	情報提供・共有	30
(4)	予防・まん延防止	31
(5)	医療等	31
(6)	町民生活・地域経済の安定の確保	31

4 国内感染期

(1)	実施体制	33
(2)	情報収集	33
(3)	情報提供・共有	33
(4)	予防・まん延防止	34
(5)	医療等	34
(6)	町民生活・地域経済の安定の確保	34

5 小康期

(1)	実施体制	36
(2)	情報収集	36
(3)	情報提供・共有	36
(4)	予防・まん延防止	37
(5)	医療等	37
(6)	町民生活・地域経済の安定の確保	37

付属資料

1.	浜中町新型インフルエンザ等対策本部組織図	38
2.	各部の役割	39
3.	特定接種の対象となる業種・職務について	42
4.	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	43
5.	用語解説	45

第1章 総論

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」といいます。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、医療機関、社会機能の維持に関わる事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」といいます。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

2 取組の経緯

国においては、平成17年（2005年）に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の改定を行ってきました。

平成21年（2009年）4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患（推計）しました。入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまりましたが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られました。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られたため、国は、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実現性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年（2012年）5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として特措法が制定されるに至りました。

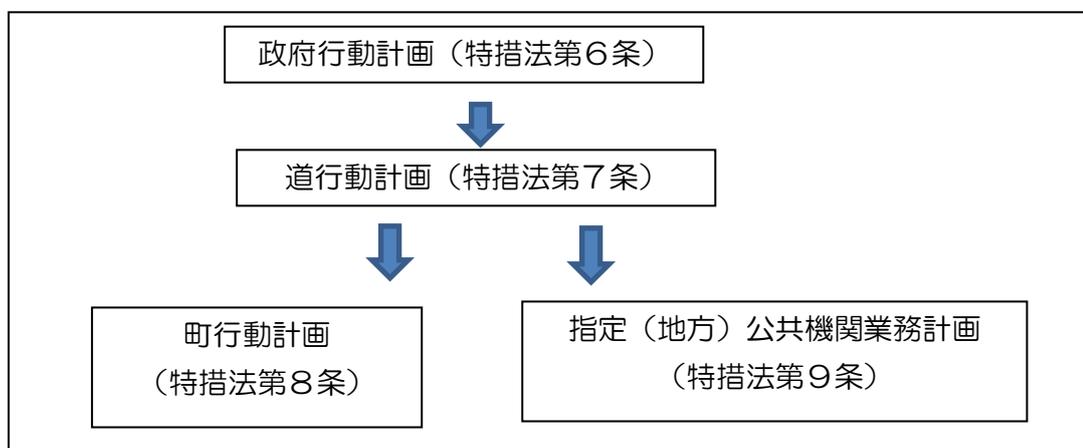
3 町行動計画の趣旨

- 浜中町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」といいます。）は、特措法に基づく市町村行動計画として、政府行動計画及び道行動計画との整合や役割分担を図りつつ、平成21年5月に策定した「浜中町新型インフルエンザ対策行動計画」に基づく取組や、本町の地域特性等を踏まえて策定します。

- 町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

4 町行動計画の策定

- 町は、特措法第8条に基づき、政府行動計画および道行動計画を基本とし、浜中町地域医療担当者連携会議委員、浜中診療所長、茶内診療所長、薬剤師等から意見を聴取し、町行動計画の策定作業を進めることとします。
- 町長は、特措法第8条に基づき、町行動計画を作成したときは、北海道知事に報告することとします。
- 町長は、特措法第8条に基づき、町行動計画を作成したときは、速やかに議会に報告するとともに、公表することとします。
- 町行動計画は、浜中町に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項及び本町が実施する措置等を示すものです。



町行動計画等の体系

5 町行動計画の構成

新型インフルエンザ等対策は、発生等の状況に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

町行動計画は総論と新型インフルエンザ等対策に関する基本方針、各段階における対策の3章構成とし、第3章では、5つの発生段階に分類して記載します。なお、各発生段階は、想定状況とともに、後述する主要項目ごとに記載します。

〔構成〕

- 第1章 総論
- 第2章 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針
- 第3章 各段階における対策
 - 1 未発生期
 - 2 海外発生期
 - 3 国内発生早期
 - 4 国内感染期
 - 5 小康期

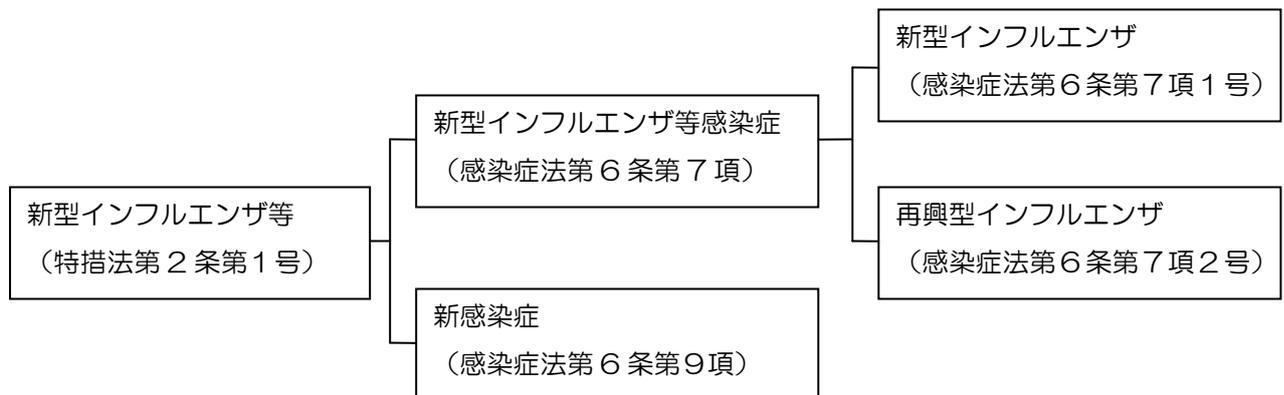
〔主要項目〕

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療等
- (6) 町民生活・地域経済の安定の確保

6 町行動計画の対象とする感染症

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」といいます。）は、以下のとおりです。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」といいます。）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



第2章 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられます。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねません。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患うものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティ（許容量）を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていきます。

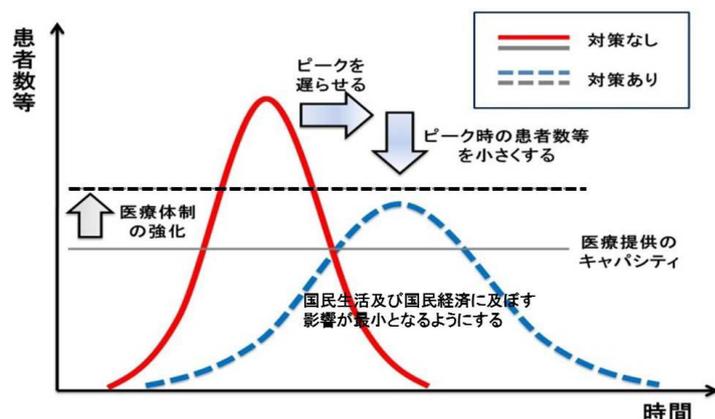
感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

〔対策効果の概念図（政府行動計画抜粋）〕



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。

国としては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととし、そのうえで、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画や政府ガイドライン等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

道行動計画においても、こうした国の基本的考え方を踏まえながら、北海道における新型インフルエンザ等対策に取り組むこととしていることから、町としても国及び北海道の基本的考え方を踏まえながら、町における新型インフルエンザ対策に取り組むこととします。

町の取組の考え方

- 新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策への協力、地域における医療体制や予防接種体制の整備、町民及び事業者に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。
- 道内の発生早期の段階では、患者の入院措置、感染のおそれのある者の外出自粛要請、病原性に応じた不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。
- なお、国内外における発生早期の段階で病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図る等、見直しを行うこととします。
- 道内で感染が拡大した段階では、国、北海道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されます。あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるため、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくこととします。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づき、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における

業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されますので、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、北海道、町、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、事業者や町民によるマスク着用・手洗い・うがいなどの基本的感染予防や、感染拡大防止のための公衆衛生対策がより重要です。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備えるとともに、発生したときには、特措法その他の法令、政府行動計画、道行動計画、町行動計画に基づき、国、道と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意します。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、北海道が実施する医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等への協力に当たり、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置（以下「緊急事態措置」といいます。）を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

浜中町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」といいます。）は、政府対策本部、道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染がおもな感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得ることから、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に被害想定を示しており、これを基に全国の総人口に占める町人口の割合で被害想定を算出すると、次のとおり推計されますが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要です。

なお、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、政府行動計画において、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うとされています。

《想定》

- 全人口の 25%が新型インフルエンザにり患すると想定
- 過去に世界で大流行したインフルエンザにより、中等度を致死率 0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）、重度を致死率 2.0%（スペインインフルエンザのデータ）と想定
- 入院患者数、死亡者数、1日当たりの最大入院患者数は、医療機関受診患者数の推計の上限値を基として推計
- 1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算した結果

<新型インフルエンザ等患者数の推計>

	全国 (128,057,000人)		北海道 (5,507,456人)		浜中町 (6,347人)	
医療機関を受診する患者数	約1,300万人～ 約2,500万人*1		約1,300 万人～約 2,500 万人		約650人～ 約1,250人	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約53万人	約200万人	約2万 3千人	約8万 6千人	約25人	約100人
死亡者数	約17万人	約64万人	約7千人	約2万 8千人	約10人	約30人
1日当たりの最大入院患者数*2	約10万 1千人	約39万 9千人	約4,300人	約1万 7千人	約5人	約20人

* 1 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて推計。浜中町の数値は平成25年3月31日現在

年齢別人口より試算。全国の数値は政府行動計画から引用。

* 2 流行発生から5週目と推計されます。

この推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していません。

また、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところです。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなります。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要があります。

（2）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、一つの例として以下のような影響が想定されます。

- 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患します。り患者は、1週間から10日間程度り患した後、治癒し、免疫を得ます。
- ピーク時（約2週間^{*3}）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度^{*4}と考えられますが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

* 3 アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約2週間と設定されています。

* 4 2009年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時にり患した者は国民の約1%（推定）

5 対策推進のための役割分担

本町、国、北海道、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般の事業者及び町民は、発生前の準備及び発生時に、おおむね以下に掲げる新型インフルエンザ等対策を実施します。

(1) 本町

事務又は業務の大綱
1 町行動計画の作成
2 町対策本部の設置、運営
3 組織の整備、訓練
4 予防接種体制の確保
5 町民に対する情報提供
6 町民の生活支援
7 要援護者への支援
8 道、近隣市町村、関係機関との緊密な連携

(2) 国

事務又は業務の大綱
1 政府行動計画等の作成
2 体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化
3 国際間の連携
4 サーベイランスの実施・情報収集
5 情報提供・共有
6 予防・まん延防止
7 医療体制の整備
8 国民生活及び国民経済の安定の確保 予防接種体制の確保

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

(3) 北海道

事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none">1 道行動計画の作成2 道対策本部の設置、運営3 組織の整備、訓練4 地域医療体制の確保5 予防・まん延防止6 サーベイランスの実施7 道民に対する情報提供8 道民生活及び地域経済の安定の確保9 市町村、関係機関との緊密な連携 <p>道は、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められ、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担います。</p>

(4) 医療機関

事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none">1 院内感染対策、医療資器材の確保等2 地域における医療連携体制の整備3 医療の提供

(5) 指定（地方）公共機関

事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none">1 業務計画の策定2 新型インフルエンザ等対策の実施3 発生に備えた感染対策の実施や重要業務の事業継続準備4 事業の継続

(6) 一般の事業者

事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none">1 発生に備えた感染対策の実施2 感染防止のための措置の徹底、一部事業の縮小

(7) 町民

事務又は業務の大綱
<ol style="list-style-type: none">1 発生に備えた知識の取得2 季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策の実践3 発生に備えた食料品・生活必需品等の備蓄4 個人レベルでの感染対策の実施

6 町行動計画の主要6項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「①実施体制」、「②情報収集」、「③情報提供・共有」、「④予防・まん延防止」、「⑤医療等」、「⑥町民生活・地域経済の安定の確保」の6項目に分けて立案しています。各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については以下のとおりです。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全町的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、町は、町の危機管理の問題として取り組む必要があります。

このため、本町は国、道、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められます。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、必要に応じて、事前準備の進捗の確認、関係部局間等の連携確保等を行います。さらに、国、道及び事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」といいます。）が行われたときは、特措法及び浜中町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第8号）に基づき、直ちに町対策本部を設置し、必要な措置を講じます。

(2) 情報収集

町は政府行動計画及び道行動計画に基づくサーベイランスについて必要な協力を行い、新型インフルエンザ等対策に資することとし、サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報を地域における医療体制等の確保に活用するとともに、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報を医療機関における診療に役立てます。

また、国及び北海道が実施する鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスにより把握された動物間での発生の動向についてのデータを入手し、関係部局で情報を共有しながら対策に活用します。

(3) 情報提供・共有

1) 情報提供・共有の目的

本町の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、道、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、相互のコミュニケーションが必須となります。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意します。

2) 情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考え

られるため、外国人、障害のある方等、情報が届きにくい人にも配慮し、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供に努めます。

3) 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、本町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果等を町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらううえで必要です。特に児童、生徒等に対しては、保育所や学校等は集団感染が発生しやすく、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係機関や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要です。

4) 発生時における町民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、町内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。

町民への情報提供に当たっては、広報や防災無線等を活用し、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要です。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。

また、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝えるとともに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）から、発生前から認識の共有を図り、偏見や風評被害等の発生防止に努めることも重要です。

5) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するため、町対策本部に広報対策担当を設置し、適時適切に情報を共有します。

さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応等を分析し、次の情報提供に活かしていくこととします。

(4) 予防・まん延防止

1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策の目的は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにあります。

また、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種等の複数の対策を組み合わせますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感

染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

2) 主なまん延防止対策

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促すとともに、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行います。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、道が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合及び施設の使用制限の要請等を行った場合には、町民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図り、その対策の実施に協力します。地域対策・職場対策については、個人における対策のほか、職場等において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策の徹底等をより強化して実施するよう促します。

そのほか、海外で発生した際には、国が実施する検疫強化などの情報を収集するとともに、感染症には潜伏期間や不顕性感染等があることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため町内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要です。

3) 予防接種

① ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザ等感染症に限って記載します。

② 特定接種

a 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、厚生労働大臣に指示して臨時に行われる予防接種をいいます。特定接種の対象となり得る者は、

(a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」といいます。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限ります。）

(b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

です。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏ま

えれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとしています。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として国が特定接種の対象業務を定めています。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当します。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しませんが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者等が特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されます。

この基本的考え方を踏まえた特定接種の対象者は、政府行動計画の「特定接種の対象となり得る業種・職務について」のとおりです。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、

- (a) 医療関係者
- (b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- (c) 指定(地方)公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- (d) それ以外の事業者

の順とすることを基本としています。

特定接種については、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなりますが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなります。

b 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者については国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県または市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなります。

本町職員等については、本町が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

③ 住民接種

a 住民接種

特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなります。

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とします。また、政府行動計画では、事前に下記のような

基本的な考え方が整理されていますが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することとなります。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とします。

- 【1】医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- 【2】小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 【3】成人・若年者
- 【4】高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられますが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ国が決定します。

（a）重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

【1】医学的ハイリスク者 【2】成人・若年者 【3】小児 【4】高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

【1】医学的ハイリスク者 【2】高齢者 【3】小児 【4】成人・若年者

○小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

【1】医学的ハイリスク者 【2】小児 【3】高齢者 【4】成人・若年者

（b）我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

【1】小児 【2】医学的ハイリスク者 【3】成人・若年者 【4】高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

【1】小児 【2】医学的ハイリスク者 【3】高齢者 【4】成人・若年者

（c）重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

【1】医学的ハイリスク者 【2】小児 【3】成人・若年者 【4】高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

【1】医学的ハイリスク者 【2】小児 【3】高齢者 【4】成人・若年者

b 住民接種の接種体制

住民接種については、本町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。

c 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定されることから、町においても北海道と連携しながら適切な接種体制の構築に努めます。

(5) 医療等

1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成するうえで、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。

2) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生初期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の患者等を感染症指定医療機関等に入院させることとなります。また、国内での発生初期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元します。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に道が確保する新型インフルエンザ等の医療に特化した「帰国者・接触者外来」において診療を行います。新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要があります。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努めます。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、道との連携だけでなく、医師会等関係機関とのネットワークの活用が重要です。

(6) 町民生活・地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの国民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くといわれています。また、本人のり患や家族のり患等により、町民の生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民の生活及び経済活動への影響を最小限にできるよう、特措法に基づき事前に十分準備を行い、町民や町内の事業者に対し、事前の準備を十分行う旨の周知に努めます。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画及び道行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類しています。国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定します。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議のうえで、道が判断することとされており、本町においては、町行動計画で定められた対策を国や道行動計画等が定める発生段階に応じて実施することとします。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、かならずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がなされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要です。

<発生段階とその状態>

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・地域発生早期：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・地域発生早期：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・地域感染期：各都道府県で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 <p>※ 感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	<p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p>

第3章 各段階における対策

1 未発生期

想定状況	<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等が発生していない状態。・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
対策の目標	1) 発生に備えて情報収集や体制の整備を行います。
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none">1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、政府行動計画等を踏まえ、道、市町村、指定（地方）公共機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民及び関係者全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。

(1) 実施体制

1) 行動計画の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、町行動計画を作成し、必要に応じて見直しを行います。

2) 体制整備及び連携強化

①新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等新型インフルエンザ等対策に必要な体制、参集基準、連絡手段等を整備します。

②国、道、他の市町村、指定（地方）公共機関、指定（地方）行政機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。

(2) 情報収集

インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、道へ報告します。

(3) 情報提供・共有

1) 継続的な情報提供

①新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、健康教室や広報

等で周知するなど、継続的に分かりやすい情報提供を行います。

- ②マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

2) 体制整備等

- ①新型インフルエンザ等発生時に、道との連携の下に行う、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）や、時期（定期、臨時等）及び方法（広報や防災無線等）について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておきます。
- ②一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制整備に努めます。
- ③常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制の構築に努めます。
- ④国、道、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築に努めます。
- ⑤新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、相談窓口等の設置、周知等の準備を進めます。

(4) 予防・まん延防止

1) 対策実施のための準備

①個人における対策の普及

町をはじめ、学校および事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。

②職場における対策の普及

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行います。また、国や道との連携のもと、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について、市民へ周知を図るための準備を行います。

2) 予防接種

①特定接種を行う事業者の登録

国や道からの要請に基づき、登録時業者に対する登録作業に係る周知、登録申請等に協力し

ます。

②特定接種体制の構築

国や道からの要請に基づき、特定接種に係る接種体制を構築します。

③住民接種体制の構築

- a 国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。
- b 国及び道の技術的な支援を受け、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する町以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。
- c 国による技術的な支援（接種体制の具体的なモデル等）の提示を受け、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

（5）医療等

地域の関係者と密接に連携を図り、保健所等を中心とした二次医療圏を単位とした医療体制の整備を推進します。

（6）町民生活・地域経済の安定の確保

1）新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援の準備

国の要請に基づき、道と連携し、道内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておきます。

2）火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うため道が進める体制整備に、連携して取り組みます。

3）物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行います。

2 海外発生期

想定状況	<ul style="list-style-type: none">・海外で新型インフルエンザが発生した状態。・国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況が想定されます。
対策の目標	<ol style="list-style-type: none">1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めます。2) 発生に備えて情報収集や体制の整備を行います。
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none">1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強力な措置をとります。2) 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を収集します。3) 道内発生した場合には早期に発見できるよう情報収集体制を強化します。4) 基本的対処方針等に基づき、国内発生に備えた体制整備を急ぐとともに、医療機関、事業者、町民に国内発生に備えた準備を促します。

(1) 実施体制

国が感染拡大防止対策等に関して基本的対処方針を決定し、道が対処方針を決定した場合は、町においても速やかに国や道の方針に基づき必要な措置を講じます。

(2) 情報収集

インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、集団発生の状況を道へ報告します。

(3) 情報提供・共有

1) 情報提供

国及び道が発信している海外での発生状況、現在の対策、国内で発生した場合に必要な対策等を町民に対し周知します。

2) 情報共有

国、道、関係機関等と対策の理由、プロセス等をメール等により共有します。

3) 相談窓口等の設置

①国の要請を受け、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、町民からの一般的な問合せに

対応するとともに、国の作成したQ & A等を活用して、適切な情報提供を行います。

②町民から寄せられる問合せ、国、道、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映します。

(4) 予防・まん延防止

予防接種

1) 特定接種の実施

国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により、特定接種を行います。

2) 住民接種

国の要請及び連携のもと、全町民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を行います。

(5) 医療等

1) 新型インフルエンザの症例定義

国や北海道から新型インフルエンザ等の症例定義について通知があった場合には関係機関に周知します。

2) 医療機関への情報提供

新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国及び北海道からの情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

(6) 町民生活・地域経済の安定の確保

遺体の火葬・安置

国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行います。

3 国内発生早期

<p>想定状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 • 国内でも、都道府県によって状況が異なる場合があります。 《道内未発生期》 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。 《道内発生早期》 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 <p>※海外で確認後、日本国内そして道内に感染が拡大していくとは限らず、日本国内、道内で初めて新型インフルエンザ等が確認される可能性もあります。</p>
<p>対策の目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大をできる限り抑えます。 2) 患者に適切な医療を提供します。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行います。
<p>対策の考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、基本的対処方針に基づき、感染対策等を行います。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、「緊急事態宣言」がなされ、対象区域とともに公示され、積極的な感染対策等をとります。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行います。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報を医療機関等に提供します。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。 5) 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活・地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

国内発生早期に移行し、国の基本的対処方針および道の対処方針が変更された場合は、町においても、速やかに国や道の対処方針に沿って必要な措置を講じます。

〔緊急事態宣言がなされた場合〕

直ちに町対策本部を設置します。

(2) 情報収集

インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、道へ報告します。

(3) 情報提供・共有

1) 情報提供

- ① 町民に対して、広報や防災無線等を活用し、道内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供します。
- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。
- ③ 町民から寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映します。

2) 情報共有

国、道、関係機関等と対策の方針等をインターネット等により共有します。

3) 相談等の充実・強化

国が作成した、状況の変化に応じた Q&A の改訂版を活用し、国の要請を受け、町民からの相談・問合せに対応するとともに、道が設置するコールセンターの紹介を行います。

(4) 予防・まん延防止

予防接種

1) 特定接種の実施

国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により、特定接種を行います。

2) 住民接種

- ① 国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、予防接種法第6条第3 項に基づく住民接種を実施します。なお、接種の実施に当たっては、国および道と連携して、事前に定

めた接種体制に基づき、本町の区域内に居住する者を対象に、原則として集団的接種を行います。

また、道へ接種に関する情報を提供するとともに、町民に対して情報提供を行います。

〔緊急事態宣言がなされている場合〕

2) 住民接種

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療等

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国及び北海道からの情報を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

(6) 町民生活・地域経済の安定の確保

1) 遺体の火葬・安置

国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

〔緊急事態宣言がなされている場合〕

2) 生活関連物資等の価格の安定等

生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、町民からの相談・問合せに対応します。

3) 水の安定供給

水道事業者である町は、当該事業を継続するために、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

4 国内感染期

<p>想定状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含みます。 ・国内でも、都道府県によって状況が異なる場合があります。 <p>《道内未発生期》 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>《道内発生早期》 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>《道内感染期》 道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含みます）。</p>
<p>対策の目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 医療体制を維持します。 2) 健康被害を最小限に抑えます。 3) 町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えます。
<p>対策の考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、道の判断により実施すべき対策について連携して行います。 4) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。 5) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。 6) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめます。 7) 町民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。 8) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。 9) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1) 実施体制

国内感染期に移行し、国の基本的対処方針および道の対処方針が変更された場合は、町においても、速やかに国や道の対処方針に沿って必要な措置を講じます。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

- 1) 緊急事態宣言がなされたときは、直ちに町対策本部を設置します。
- 2) 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行います。

(2) 情報収集

インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、道へ報告します。

(3) 情報提供・共有

1) 情報提供

- ①引き続き、町民に対し、広報や防災無線等を活用し、道内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供します。
- ②引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。また、社会活動の状況についても、情報提供します。
- ③引き続き、町民から寄せられる問合せや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映します。

2) 情報共有

国、道、関係機関等と対策の方針等をインターネット等により共有します。

3) 相談等の継続

国が作成した、状況の変化に応じた Q&A の改訂版を活用し、国の要請を受け、町民からの相談・問合せ等に対応します。

(4) 予防・まん延防止

予防接種

1) 特定接種の実施

国と連携して、職員の対象者に対して、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により、特定接種をすすめます。

2) 住民接種

国および道と連携して、予防接種法第6条第3 項に基づく新臨時接種をすすめます。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

2) 住民接種

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療等

国および道と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

(6) 町民生活・地域経済の安定の確保

1) 遺体の火葬・安置

国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

2) 消費者としての適切な行動

町民は、国の呼びかけに応じ、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者として、適切な対応をとります。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

3) 生活関連物資等の価格の安定等

①生活および経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

②生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

③生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講じます。

4) サービス水準の許容

町民は、まん延した段階において、サービス水準が相当程度低下する可能性があることを主旨とする国の呼びかけに応じます。

5) 要援護者への生活支援

国の要請に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

6) 埋葬・火葬の特例等

①国の要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させることとします。

②国の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった

場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

7) 水の安定供給

水道事業者である町は、当該事業を継続するために、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

5 小康期

想定状況	<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。・大流行はいったん終息している状況。 ※今後、流行が再燃（流行の次波が再来）する可能性と、結果的にそのまま流行が終息する可能性があります。・国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示）を行います
対策の目標	1) 町民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none">1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制および社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。2) 第一波の終息および第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供します。3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止します。

(2) 情報収集

インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、道へ報告します。

(3) 情報提供・共有

1) 情報提供

町民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を知らせます。

2) 情報共有

国、道、関係機関とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、流行の第二波に備えた体制の再整備に関する対策方針の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行います。

3) 相談等の対応

国の要請を受け、状況を見ながら、町民からの相談・問合せ等に対応します。

(4) 予防・まん延防止

予防接種

1) 住民接種の実施

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種をすすめます。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

1) 住民接種の実施

国及び道と連携し、必要に応じ、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種をすすめます。

(5) 医療等

道と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の体制に戻します。

(6) 町民生活・地域経済の安定の確保

1) 消費者としての適切な行動

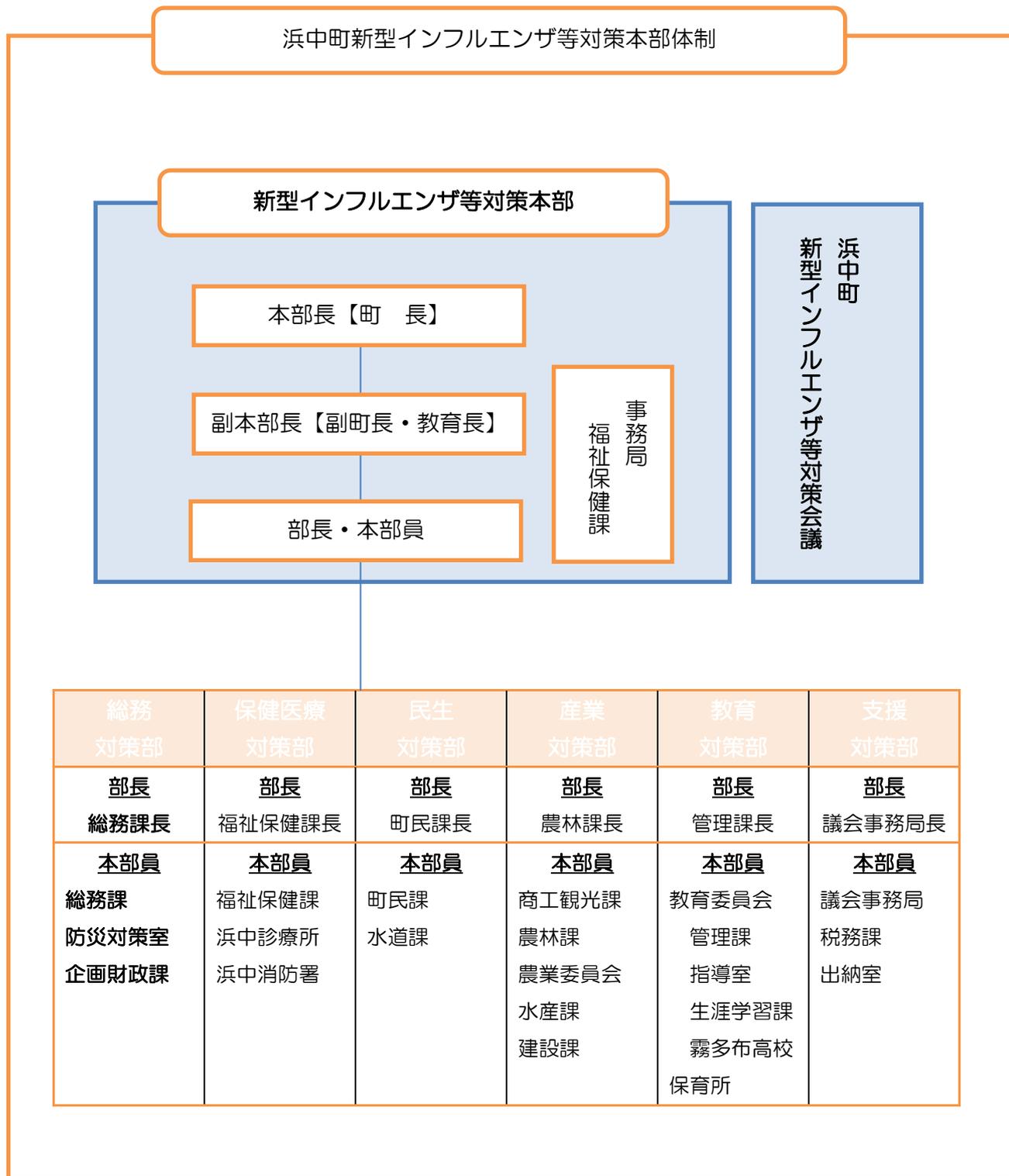
町民は、国の呼びかけに応じ、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者として、適切な対応をとります。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

2) 緊急事態措置の縮小・中止

国、道、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小・中止します。

浜中町新型インフルエンザ等対策本部組織図



各部の役割

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、各課が連携を取りながら全庁的な取り組みを行います。

部局名	担当課名	業務内容
全対策部 共通	全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の町内の感染拡大状況調査及び情報収集に関すること ・ 新型インフルエンザ等対策各課の継続的かつ安定的遂行のための体制構築に関すること ・ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること ・ 関係機関との連絡調整に関すること ・ 他課の応援に関すること ・ 所管施設の運営管理・閉鎖などの措置に関すること ・ 所管施設・団体の感染防止に関すること ・ 所管施設の消毒などに関すること ・ 行事及び民間事業などの自粛要請に関すること ・ 多数が集まるイベントなどの自粛の要請に関すること ・ 新型インフルエンザ外来に関する公共施設の使用に関すること ・ その他、新型インフルエンザ等対策本部の決定事項に関すること
総務対策部 (総務課長)	総務課 防災対策室 企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道、他市町村、警察署、関係機関等との連絡に関すること ・ 報道機関との連絡・調整に関すること ・ 町民への情報提供に関すること ・ 町民の要望などの連絡に関すること ・ 新型インフルエンザ対策関係予算などの財務に関すること ・ 災害用非常食の備蓄と提供に関すること ・ 電気、ガスなどのライフラインの供給保持などの連絡、調整に関すること ・ 職員の服務、出勤状況の把握に関すること ・ 職員の研修の実施に関すること ・ 庁舎などの警備及び管理に関すること ・ 庁舎内の感染予防対策に関すること

保健医療 対策部 (福祉保健 課長)	福祉保健課 浜中診療所 浜中消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道対策本部との連携に関する事 ・対策本部、対策会議の運営に関する事 ・北海道、他市町村、保健所、各医療機関・診療所、医師会、警察署、関係機関などとの連絡調整に関する事 ・情報の収集に関する事 ・町内の関係機関との連絡調整に関する事 ・町民への情報提供に関する事 ・相談体制の編成、町民の相談・問合せ等の対応に関する事 ・町民のり患状況の把握に関する事 ・所管する放課後児童クラブの臨時休業及び臨時休業中の対応に関する事 ・在宅援護者（高齢者・障がい者など）の支援に関する事 ・高齢者施設との連携調整に関する事 ・新型インフルエンザ等対策に必要な物資、資機材の準備に関する事 ・防護服などの備蓄に関する事 ・抗インフルエンザウイルス薬の提供要請、予防内服などに関する事 ・プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチン予防接種に関する事 ・予防接種を行う会場の確保に関する事 ・感染性廃棄物の処理に関する事
民生対策部 (町民課長)	町民課 水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届受理事務と対策本部との連携に関する事 ・遺体の安置及び火葬に関する事 ・水道水の安定供給に関する事 ・水道関係情報の収集及び記録に関する事 ・取水・浄水・配水施設の就業職員の感染防止策に関する事 ・原水・応急給水の水質検査・保全及び薬品管理に関する事
産業対策部 (農林課長)	商工観光課 農林課 農業委員会 水産課 建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会、小売業団体などに対する生活必需品の安定供給の要請に関する事 ・民間企業などへの就業制限要請に関する事 ・動物（家きん・家畜など）の不審死への対応に関する事 ・観光客への感染防止のため事業者との連絡調整に関する事 ・道路等交通機能の維持・車両の確保に関する事

<p>教育対策部 (管理課長)</p>	<p>教育委員会 管理課 指導室 生涯学習課 霧多布高校 保育所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する学校・保育所の感染防止対策に関すること ・児童・生徒のり患状況の把握及び関係機関への報告に関すること ・感染が疑われる症状がある児童、生徒に対する受診の指導に関すること ・所管する学校・保育所の臨時休校・休所及び臨時休校・休所中の対応に関すること
<p>支援対策部 (議会事務局長)</p>	<p>議会事務局 税務課 出納室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会との連絡調整に関すること ・各対策部への支援に関すること

特定接種の対象となる業種・職務について

政府行動計画では、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるとしていますが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理しています。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者です。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

※詳細については政府行動計画を参照願います。

(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしています。

町としても、本行動計画の関連事項として政府行動計画に準じ、対策の概要を示すこととします。

(1) 実施体制
<p>1) 体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、管理職会議を開催し、国や道の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。 • 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOから情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係課において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、町民への情報提供に関する措置について検討します。
(2) サーベイランス・情報収集
<p>1) 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国や道及び関係機関から、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集します。 <p>2) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス</p> <ul style="list-style-type: none"> • 町内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握します。
(3) 情報提供・共有
<p>1) 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国や道等と連携し、発生状況及び対策について、町民に積極的な情報提供を行います。</p> <p>2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOら情報発信が行われた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、町民に積極的な情報提供を行います。</p>
(4) 予防・まん延防止
<p>1) 人への鳥インフルエンザの感染対策</p> <p>① 水際対策</p> <ul style="list-style-type: none"> • 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOから情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、町民への注意喚起を行います。 • 検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、町内における感染防止に努めます。 <p>2) 疫学調査、感染対策</p>

- 必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施します。
- 国や道からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努めます。
- 鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国と連携して、自宅待機を依頼します。

3) 家きん等への防疫対策

町内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施します。

- 国や道との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行います。

(5) 医療

1) 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- 国や道の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努めます。
- 国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施します。
- 国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じます。

2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、

WHOから情報発信が行われた場合、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知します。
- 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知します。

【用語解説】 特措法及び政府行動計画より

*五十音順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の实情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

○ 緊急事態宣言

緊急事態宣言は国が特措法第32条に基づき行うもので、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず社会混乱を招くおそれがあることを示すものであり、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されることになる。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 再興型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、かつて世界規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

○ SARS（重症急性呼吸器症候群）

平成15年（2003年）4月3日、SARS（重症急性呼吸器症候群）は感染症法上の新感染症として位置付けられた。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置付け。同年10月10日、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律が成立し、同法において、感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い等の理由から、一類感染症として位置付けられた。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。

○ 指定（地方）公共機関

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品または医療機器の製造または販売、電気またはガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

指定地方公共機関とは、都道府県の区域において医療、医薬品または医療機器の製造または販売、電気またはガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、当該都道府県の知事が指定するもの。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 特定接種

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、基準に該当する業務に従事する者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員および新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、実施する臨時の予防接種をいう。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当）。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

浜中町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月発行

北海道浜中町役場福祉保健課

〒088-1513

北海道厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目